平成２３年（フ）第１３１号
広島県竹原市忠海東町４丁目５番41号
債務者　金本真美夫
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１３２号
広島県呉市広古新開３丁目２番21―720号
債務者　丸上盛一朗
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４４号
広島県呉市倉橋町2368番地の１、住民票上の住所広島県呉市倉橋町1738番地の１
債務者　寺本　深雪
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３４８号
大分市賀来北３丁目４番７―101号　グランハイツ志幸
債務者　立川　元一
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３０７号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地大名市営住宅18―302
債務者　與那覇　寿
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２４号
沖縄県那覇市繁多川２丁目４番６号
債務者　島袋奈々恵
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２８号
沖縄県浦添市仲間１丁目23番１―202号浦添文化マンション
債務者　大城　絵乃（旧姓真喜屋）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３８２号
神戸市中央区下山手通８丁目16番11号　金物ビル302号
債務者　住谷　佳子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７５号
神戸市垂水区神陵台２丁目１番63―103号、従前の住所大阪府摂津市鶴野４丁目３番17号
債務者　原園　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９２号
神戸市北区松が枝町１丁目１番地の45　103号
債務者　李義明こと　松下　義明
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９３号
神戸市北区松が枝町１丁目１番地の45　103号
債務者　松下ひとみ
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８００号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目１番24―Ｅ1603号
債務者　齊藤恵理子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８４号
神戸市兵庫区湊川町10丁目13番２号湊川ハイツ101
債務者　南　千佐子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９８号
神戸市灘区大和町４丁目４番１―204号
債務者　城下　　正
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９４２号
名古屋市緑区滝ノ水３丁目2009番地　レオパレスＭ＆Ｙ滝の水Ｉ201号
債務者　加藤　知英
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３００号
青森市港町１丁目７番３号
債務者　岩間千賀子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係